

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名 : 県単舗装道路修繕工事（船形）

路線・河海名 : 一般国道 464号

工事箇所 : 成田市 船形 外

明示項目	明示事項
工事全般関係	・特記仕様書による。
工程関係	・特記仕様書による。
用地関係	・特になし。
環境対策関係	・特記仕様書による。
安全対策関係	・土木工事安全施工技術指針及び、道路工事保安施設設置基準に基づき施工すること。 ・工事看板や交通誘導警備員の配置等、工事中の交通安全対策について施工計画書に図示すること。
	・交通安全施設等の指定 ①車線減少等の規制を伴う場合の明示 a.規制内容 : 全面通行止め(舗装工)・片側交互通行(その他すべての作業) b.規制箇所 : 工事区間内 c.規制期間 : 工事期間内
	・保安設備・保安要員の配置等が必要な場合 ①交通誘導警備員・保安要員等の配置が必要な場合の明示 a.対象工種 : 舗装工・区画線工・除草工・路面清掃工 b.対象箇所 : 工事区間内 c.対象期間 : 工事期間内 d.対象要員 : 4人/日～2人/日(※舗装工のみ交代要員1名含む 有資格者を1名以上つけること) e.その他 :
工事用道路関係	
	・一般道路を交通規制等により占用する場合 ①交通規制を行う場合の関係機関協議の有無の明示 a.協議機関 : 成田警察署 b.対象区間 : 工事区間内 c.対象期間・時間 : 工事期間内 9:00～17:00(その他すべての作業) 21:00～5:00(舗装工) d.規制内容 : 成田警察署と道路交通に対する処理等について協議すること。 e.その他 :
仮設備関係	・特になし。
建設副産物関係	・特記仕様書による。
工事支障物件関係	・工区内の架線、地下埋設物、マンホール等の占用物を調査し、支障となる場合は、当該占用者と立ち会いを行い、高さ、埋設深さ等を調整すること。
薬液注入関係	・特になし。
その他	・特になし。